

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によつて、届出があった。

平成二十五年四月十八日

広島県西部農林水産事務所長 川 村 晃

事業主体	地区名	事業名	換地処分年月日
竹原市	下田万里地区	区画整理事業	平成二五年四月九日